

高知市筆山文化会館に保管する展示用パネル貸出し基準

高知市文化観光スポーツ部文化振興課（以下「文化振興課」という。）が高知市筆山文化会館に保管する展示用パネル（以下「パネル」という。）について、その貸出し基準を次のように定める。

（目的）

- 1 営利を目的とせず、原則として地域における芸術文化活動を目的とした使用に限り貸出しをすることができるものとする。ただし、高知市または高知市教育委員会が使用する場合は、この限りでない。

（貸出し団体）

- 2 貸出しすることができる団体は、次のとおりとする。

- （１） 地域の文化団体またはこれらに準ずる団体
- （２） 教育関係機関またはこれらの関係団体
- （３） 公共団体または公共的団体
- （４） その他、文化振興課長が特に認めた者

（使用場所）

- 3 パネルの使用場所は、原則として高知市内であって屋内（アーケードまたは屋外テント等での使用は除く。）の使用に限るものとする。

（貸出し期間）

- 4 原則として２週間以内とする。ただし、高知市または高知市教育委員会が使用する場合は、この限りでない。

（使用料等）

- 5 使用料は無償とする。ただし、貸出し中にパネルまたは附属品に損害を与えた場合は、文化振興課長の指示に基づき貸出しを受けた団体等がその損害を賠償するものとする。

（その他）

- 6 この基準に定めない事項については、その都度文化振興課長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 14 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。